

第2次松浦市男女共同参画計画 概要版

1. 男女共同参画とは？

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。（男女共同参画社会基本法より）

2. 計画策定の趣旨

今日、女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化社会が進み、人口減少社会に入れた我が国の社会にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国の経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題となっています。

このことに伴い、国においては、1999年（平成11年）に「女性も男性も性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現」を目指し、「男女共同参画社会基本法」を策定しました。また、2015年（平成27年）には、就労の場をはじめ、あらゆる分野において女性の参画拡大を図るための「女性活躍推進法」を策定し、同年には、「第4次男女共同参画計画」を策定したところです。また、県においても、国の動向を把握しながら、本年「第3次長崎県男女共同参画基本計画」を策定したところです。

本市においては、2006年（平成18年）に男女共同参画の企画・推進に資するための「松浦市男女共同参画推進懇話会」を設置するとともに、2008年（平成20年）には「松浦市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開してきました。しかし、女性の活躍推進やあらゆる暴力を根絶した安全・安心な暮らしの実現など、依然として多くの課題が山積しており、様々な課題に対応しながら男女共同参画社会を実現するため、新たに「第2次松浦市男女共同参画計画」を策定するものです。

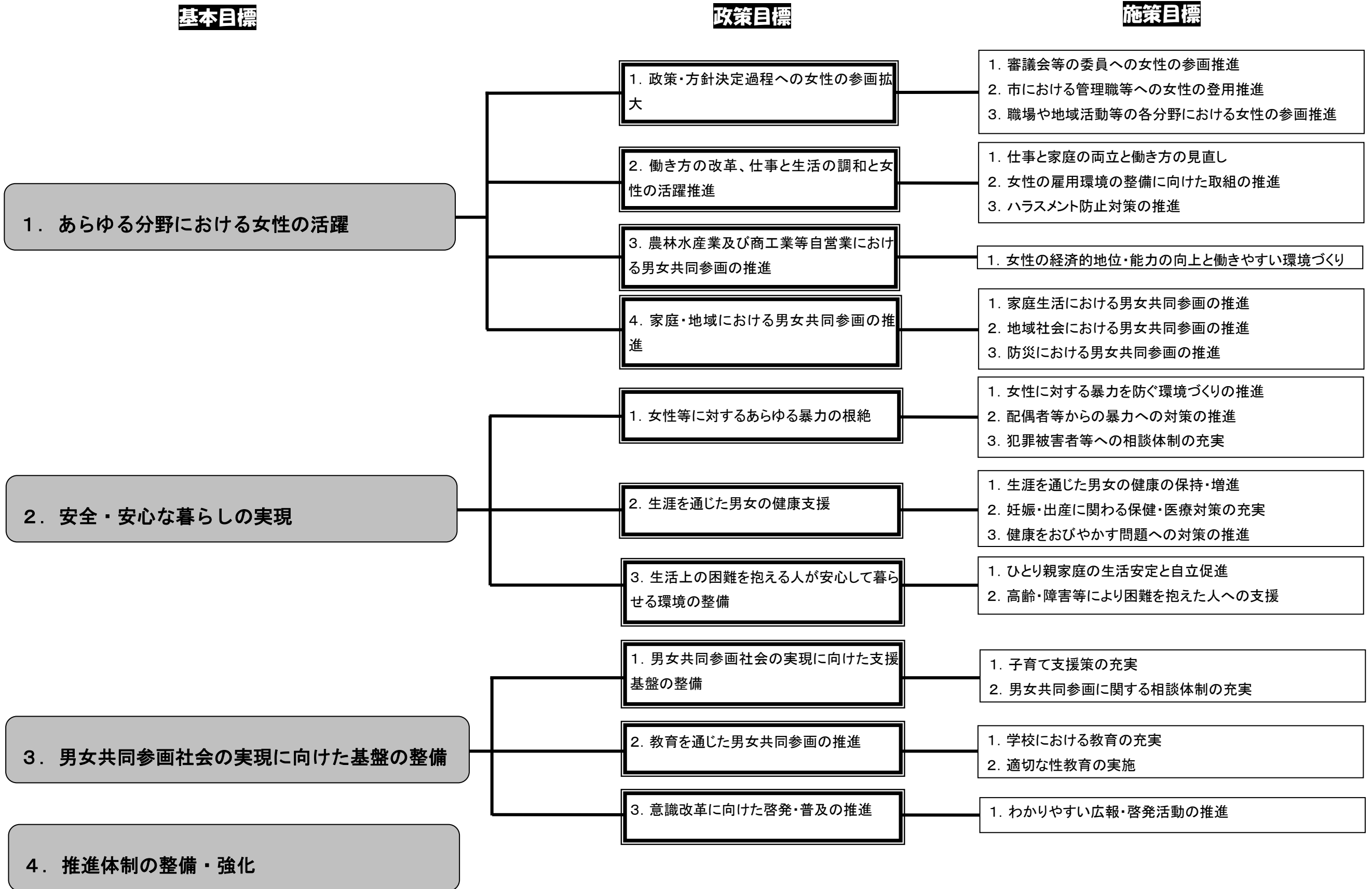
3. 計画の位置付け

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく市町村男女共同参画計画
- (2) 第3次長崎県男女共同参画基本計画を勘案し策定した計画
- (3) 第3章基本目標1及び指標は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項に規定される「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」を兼ねた推進計画であり、国の基本指針に即し、かつ第3次長崎県男女共同参画基本計画を勘案して策定した計画
- (4) 第3章基本目標2政策目標1は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）第2条の3第3項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」を兼ねた基本計画であり、国の基本方針に即し、かつ長崎県DV対策基本計画を勘案して策定した計画
- (5) 市の各種計画との整合性を持つ計画

4. 計画の骨子

「思いやあって、支えあって、

自分らしくいきいきとすくすくさせるまち松浦」



5. 計画指標

1. あらゆる分野における女性の活躍

・市の男性職員の出産補助のための休暇取得率	54.5%（平成27年度）→ 80.0%（平成33年度）
・市の男性職員の育児参加のための休暇取得率	18.2%（平成27年度）→ 60.0%（平成33年度）
・市の審議会等委員への女性の登用率	26.4%（平成27年度）→ 30.0%（平成33年度）
・市の審議会等における女性の参画がない 審議会等比率	20.4%（平成27年度）→ 5.0%（平成33年度）
・市の管理職（課長職）に占める女性の割合	8.3%（平成27年度）→ 15.0%（平成33年度）
・家族経営協定の締結数	46件（平成27年度）→ 60件（平成33年度）

2. 安全・安心な暮らしの実現

・子宮がん検診受診率	35.1%（平成27年度）→ 50.0%（平成33年度）
・乳がん検診受診率	39.1%（平成27年度）→ 60.0%（平成33年度）
・地域と連携した介護予防地域支え合い事業	7事業数（平成27年度）→ 20事業数（平成33年度）
・行政と警察、郵便局、新聞販売店、その他民間 事業者等との地域見守りネットワークの構築	16協定締結事業者数（平成27年度）→ 20協定締結事業者数（平成33年度）

3. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

・保育所待機児童数	0人（平成27年度）→ 0人（平成33年度）
・放課後児童クラブ待機児童数	0人（平成27年度）→ 0人（平成33年度）
・「男女共同参画社会」という用語の認知度	—（平成27年度）→ 85.0%（平成33年度）

6. 計画期間

5年間（平成29年度～平成33年度）

※社会情勢や環境の変化等に応じて、適宜、必要な見直しを行う。